

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五〇一
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五〇二
- 保安林の指定をする件六件 五〇二
- 保安林の指定を解除する件 五〇二
- 保安林の指定施業要件を変更する件 五〇四
- 道路の区域を変更する件二件 五〇四
- 道路の供用を開始する件三件 五〇五
- 福島県准看護師試験を実施する件 五〇五
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 五〇六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 五〇六
- 落札者を決定した件 五〇七

告 示

福島県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和五年十月二十日から令和六年二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀 雅 雄

- 二 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の名称
 - （変更前）三菱HCキャピタルプロパティ株式会社
 - （変更後）三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
 - 変更した年月日
 - 令和五年十月一日
 - 届出年月日
 - 令和五年十月十一日
 - 届出をした者
 - 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月二十日から同年十一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月二十日

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
 - T S U T A Y A B O O K S T O R E 福島南 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 - 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年十月二十日

- 一 保安林の所在場所
 - 双葉郡楢葉町大字山田浜字浜田一の一、三の一、五の一、七の一、八の一、九、一〇の一、一一、一二、一三の一、一四の一、一九、字沼ヶ沢一の一、二の一、三の一、四の一、七の一、七の三、八の二、九、字仲入一の一、一の三、二の二、二の三、四の一、四の四、七の三、一八の一、一八の二、二七の一、二八の一、三五の一、三五の三、三六、三七の一、三七の二、三九の五、四〇、四一、字仏房九、一〇、一一、一四の三、

福島県知事 内堀 雅 雄

一六の四、一六の六、一六の七、二四の一、二四の二、二六の一、二六の二、三一の一、三一の二、三三の一、三三の二、三三の三、三三の四、三四、三六、字泉畑の一から一の五まで、二一の一、二二の二、三の一、三の二、四の一から四の六まで、五の一、一一の一、一三、一六の一、一八の一、一九、二〇、二〇の二、二四から二八まで、字後中の一、一、二、二の二、三の一、四の一から四の三まで、五の二、五の三、六、八の一、八の三、九の一、一一の一、一一の四、一三の一、一三の三、一五の一、一五の三から一五の五まで、一五の八、一五の九、一六の一から一六の三まで、一七の一、二三の一から二三の三まで、二四の一から二四の五まで、二五の一、二七の一、二七の二、二九の一、三一から三五まで、字甚四郎前二の一、二の二、三の一、一三の一、一三の二、一四の一、一五、一六の一、一七の一、字山道北四の一、二、二、三、三、一、二、二、字古川六の三、六の五、九の一、一〇の一、一一の一、一二、一三の一、一三の二、一四の三、一五の一、一六の三、一六の四、一七の二、一八の三、一八の四、一九の二、二〇、字前田一八の一、一九の一、一九の二、二〇の一、二一の一から二一の六まで、二二の二、字深町一五から一九まで、二二の二、二三、二四の二、大字前原字東川原四五の一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、檜葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び檜葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林の所在場所

双葉郡檜葉町大字前原字浜城三六の二、五五の二、五九の二、字東川原五四の一、五五の一、五六の一、五六の三、五七の一から五七の六まで、五八の一から五八の三まで、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六二から六

四まで、六九の一、七〇の一、七〇の二、七二の一、七二の二、七三の一、七五の二、七六の三、七六の四、七七の二、八〇の二、八一、字浜川田一三、一四、二二の一、二二の二、二三、四四の一、四四の二、四四の三、四四の四、四四の五、四四の六、四五の一から四五の四まで、四六の一、四六の二、四七の一、四七の四、四七の五、四八の一、四八の四、四八の六、四九の四、五〇の七、五六の一、五七の一、五七の四、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一、六二の一から六二の三まで、六三、六四、六五の三から六五の五まで、六六の二、六七の二、七二の三、七二の四、七四の二、七五、字宿田七の二、七の七、一〇の一、一〇の三、一一の一、一一の二、一一の四、二〇の一、二二の一から二二の四まで、二二の二、二二の三、二五の一、二五の二、二六の一から二六の三まで、二七、二七の二、二八の一、二八の二、二九の一、二九の三、三〇の一から三〇の五まで、三一の一、三二の一、三三の一、三三の二、三三の三、三四の一、三七の一、三七の四、三八の一、三九の二、四〇、四一、四三、四五、四七から五四まで、字大川端二の四、二の五、三、四の一、四の二、四の六、五の一、五の四、七の三、一二の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、檜葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び檜葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林の所在場所

双葉郡浪江町大字請戸字北久保六五の二、七〇の七、七四の一、七五の一、七五の二、七六の一、七六の二、七七、七八、七九の一、七九の四、八〇、八〇の二、八〇の三、八一の一、九四の一、九四の二、九七の一、九七の四、九七の六、九七の七、一〇三から一〇六まで、一〇七の一から一〇七の三まで、字南久保一、二の一、二の二、三の一、三の二、四、七の一、二〇、二二、二五の一、字川原四から六まで、一

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑三四の二、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四二の二、一四二、一四三、字前川原八四から八六まで、八六の二、八七、九二の二から九二の四まで、九三から九五まで、九五の一、九五の二、九六の二から九六の三まで、九七の二、八六四から八六六まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市平下大越字南横手二二〇の三、二二〇の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

須賀川市長沼字日高見山一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久之浜町末続末続停車場から	変更前 変更後	五・〇〇 一七・五	一八〇・〇 一八〇・〇
	同 市久之浜町末続字岩ヶ作三八番地先まで	変更後	九・六〇 一九・四	一八〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 四五九号	喜多方市山都町蓬菜字一ノ渡戸二八〇五番一 地先から 同 市山都町蓬菜字 堂山二四五番地先ま で	変更前 変更後	四・二 二四・九 一・二・一 四六・七	八五三・〇 八五三・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道釜戸小名浜線	いわき市渡辺町田部字壹町田二五 番二地先から 同 市渡辺町田部字壹町田二八 番二地先まで	令和五年一〇月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき

建設事務所で令和五年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道常磐勿来線	いわき市渡辺町田部字仲ノ町三〇 番三地先から 同 市渡辺町田部字仲ノ町一八 番一地先まで	令和五年一〇月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	喜多方市山都町蓬菜字一ノ渡戸二 八〇五番一地先から 同 市山都町蓬菜字堂山二二四 五番地先まで	令和五年一〇月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第二百七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和五年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 試験期日
令和六年二月十四日（水）午後一時三十分開始

二 試験場所
郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）

三 提出書類
1 受験願書
2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。

3 受験資格を証する書類

(一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

(二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が令和六年三月七日（木）までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

五 受験願書の受付期間

令和五年十一月十三日から同月十七日までに郵送（書留郵便）又は持参のこと（郵送の場合は、令和五年十一月十七日までの通信日付印のあるものは有効とする。）。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）
電話 〇二四一五二一七二二二（直通）

七 その他

1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

（地域医療課医療人材対策室）

公告第二八八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
請戸川土地改良区

退任した役員
役員 氏名 住所
理事 原田 榮 双葉郡浪江町大字谷津田字上谷津田二二五番地

（農村計画課）

公告第二八九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年十月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
玉川村土地改良区

退任した役員

役員 氏名 住所

理事	藤田 守	石川郡玉川村大字小高字三升時二三番地
理事	眞弓 泰行	同 郡同 村大字蒜生字羽根石六五番地
理事	増子 明	同 郡同 村大字南須釜字南宿四五番地の一
理事	野崎 倉平	同 郡同 村大字川辺字館二七番地
理事	佐藤 子一	同 郡同 村大字川辺字堂平三八五番地
理事	鈴木 浩勝	同 郡同 村大字中字後作田四〇番地の六
理事	大竹 良廣	同 郡同 村大字岩法寺字竹ノ花五三番地
理事	鈴木 朝雄	同 郡同 村大字竜崎字糺屋一〇五番地
理事	塩澤 義二	同 郡同 村大字南須釜字桜窪三八番地の二八
理事	鈴木 安夫	同 郡同 村大字北須釜字吹上四八番地
理事	矢吹 昭夫	同 郡同 村大字吉字中平一三番地の一
理事	石森 和二	同 郡同 村大字山小屋字高野二一〇番地
理事	塩田 豊	同 郡同 村大字四辻新田字諏訪平三番地の一
理事	國井 文雄	同 郡同 村大字小高字西屋敷一四番地
理事	小林 茂夫	同 郡同 村大字竜崎字原作田二六六番地の三
理事	草野 勝男	同 郡同 村大字北須釜字坂ノ下五一番地
就任した役員		
役員 氏名	住所	
理事	藤田 守	石川郡玉川村大字小高字三升時二三番地
理事	阿部 金四郎	同 郡同 村大字南須釜字南宿七一番地
理事	曲山 勉	同 郡同 村大字蒜生字栗木内二九番地の一
理事	大竹 吉夫	同 郡同 村大字川辺字和尚平一一二番地
理事	野崎 薫	同 郡同 村大字川辺字館一〇一番地

監事	監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
瀬谷	佐藤	國井	大和田	我妻	有賀	小針	小原	小林	大竹	藤田
吉利	昇	文雄	利夫	茂廣	正記	幸夫	正広	覚雄	和久	二三男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同
村大字北須釜字鷹待場一八三番地の二二六	村大字竜崎字和久四番地	村大字小高字西屋敷一四番地	村大字南須釜字青井沢二〇八番地	村大字山小屋字銅屋久保一一一番地	村大字吉字西ノ内三五番地	村大字北須釜字仏供田一五番地	村大字南須釜字奥平一三九番地	村大字竜崎字糞屋一〇四番地の二	村大字岩法寺字関根七七番地の二	村大字中後作田三一一番地の二〇一

(農村計画課)

公告第210号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年10月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノートパソコンほか計2品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
40,308,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年8月8日

(入札用度課)

